

日時・場所	令和2年10月5日(月)8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、川尻政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・今週、総合計画ロードマップの協議を予定している。半期ごとの評価を行うとともに、予算編成時期でもあるので、過去の結果だけでなく、今後の事業の方向性なども整理して協議に臨んでもらいたい。事前に個々で協議済みのものについては繰り返し説明してもらう必要はないので、それ以外の事項や協議以降に生じた事項を中心に進めてもらいたい。
- ・現在、各所属で多くの計画を策定してもらっている。計画と言えはまず方針を示して、それを具体化するという仕組みだが、それではなかなか物事を実現できないので、具体的に何をやるのかという着地点をきちんと位置付けながらやってもらいたい。
特に国から交付金や補助金を受ける際には計画策定が前提となっているため、多くの計画策定を強いられている。改めて、市民のために何が必要で、市で何ができるのかを押さえた上で、適正に計画を策定してもらいたい。
- ・新型コロナについては、感染者は収まっているものの、予想していた通り事業者の経済活動が厳しくなっている。今回、市民や事業者への第2弾の支援を用意しているが、円滑に実施できるようにすること。経済的にはまだまだ厳しくなると予想されるが、生活様式が変わってきており、そこまで視野に入れないと事業の継続や転換はできない。まだしばらくは負の影響が予想されるので、各部門で現在用意している支援に加え、きめ細やかな対応を考えてもらいたい。

2. 議題

① 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、根拠となる居宅介護支援事業所の管理者の要件についての省令改正があり、当該条例の整備を図るため、所要の改正を行う。

主任介護支援専門員(以下「主任CM」とする。)の確保が困難である場合、管理者を介護支援専門員(以下「CM」とする。)とする取扱いが可能となったこと、令和3年3月31日時点で主任CMでない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が引き続き管理者である限り、管理者を主任CMとする要件の適用が令和9年3月31日まで猶予となったこと、以上の2つの内容について改正を行う。

→この改正による市への影響はあるのか。

→現在、市内の4事業所で主任CMが不在となっているが、この改正により令和9年までは経過措置により、現行体制のまま運営が可能となる。

→平成30年度に管理者の資格要件のハードルを上げた目的は何か。

→経験や知識から質の高いケアマネジメントの展開を目指し、管理者を主任CMとする改正が行われたが、主任CMの資格を取得するにはCMを5年経験した後に専門研修を受ける必要があり6年かかる。国はそういった事情を考慮せず、経過措置を2年としていたため全国的に主任CMの管理者が充足されていない。また、コロナの影響で研修等が延期になっている

等の状況もあり、経過措置期間の延長を行うものである。

→そもそも国の制度設計に無理があったのではないか。

→平成 30 年度の改正の時点で、2 年の経過措置では多くの事業所で主任 CM が確保できず、事業が継続できなくなると危惧されていた。

→国は令和 9 年まで延長すれば確実に実施できると踏んでいるのか。

→CM がゼロからスタートして 6 年間で主任 CM の資格を取得できる期間で設定されている。しかし、ここ数年は CM 試験の合格率が非常に厳しかった。

→合格率はどの程度か。

→10% から 20% 台前後と聞いている。

→具体的に実現できるか着地点を見極める必要がある。例えば野洲市独自で令和 12 年までとすることはできないのか。

→一旦はこの内容で改正し、今後の状況を見ながら管理者を主任 CM で充足できない状況が判明したときに再度検討したい。

→主任 CM でない方が管理者をやっている何か問題は発生しているか。

→現時点では問題は発生していない。

→規制緩和の流れと、この改正は合致しているのか。主任 CM になれば人件費を上げる必要があり、経営にとっては重要な問題である。主任 CM が管理者の事業所では利用料が高くなるのか。

→基本的には変わらない。(ケアマネジメント料の個人負担はない。)

→他の分野でもそうだが、国の制度改正があった際には現場の実情を踏まえた上で対応すること。

② 野洲市森林環境整備促進基金条例について

平成 31 年 3 月に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、昨年度より譲与されている森林環境譲与税について、後年度における事業に要する費用に充てることが出来るよう基金を設置するにあたり、野洲市森林環境整備促進基金条例を提案する。

→現在の野洲市の林業の状況はどうなっているのか。実態として、林業を生業としている人はいるのか。また、市として、林業の今後の進め方に関する考えはあるのか。目的があれば良いが、使途のない基金を積み立てることにならないか。

→林道管理や林業台帳の整備に充てている。今後は境界確定ができていないところについて調査をやっていこうと考えている。林業というより、山の管理に使っていきたいと考えている。

→林業を担う人材を育てるのか、管理だけに留めるのか、野洲市として林業をどのような位置付けにするのかをはっきりさせておく必要がある。

→森林改修は通常の森林行政でやるべきことであり、本来はこの仕組みの趣旨ではない。この財源で何をやるか、使途を真剣に考える必要があり、基金を作る以上は明確な目的がなくてはいけない。森林を通じた市民還元等に資するものとする必要がある。

3. その他伝達事項

○ 今週末の 11 日 (日) に市長選が告示となる。次週 12 日 (月) から期日前投票を開始し、18 日 (日) が投開票日となる。多くの職員に協力をいただくこととなるが、適正な執行ができるようお願いしたい。(総務部)

○ 明日と明後日に総合計画ロードマップのヒアリングを実施する。今回は会場が庁議室となる

ため、参加人数について配慮をお願いしたい。(政策調整部)
→担当課長までは出てきてもらって意見交換できる方が良い。

4. 次回部長会議の予定

10月19日(月) 8時45分～ 庁議室